

# 月報

# しろいし



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8  
ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) TEL:0224-25-3107

## 労働市場の動向(令和7年8月内容) <求人ハローワークへ!!>

### 【求職の状況】

- 新規求職者数は99人で、前月と比べて29.8%減少した。
- 月間有効求職者数は582人で、前月と比べて5.7%減少した。

### 【求人の状況】

- 新規求人数は194人で、前月と比べて14.9%減少した。雇用形態別で見ると一般は前月と比べて16.9%減少し、パートは前月と比べて10.8%減少した。
- 月間有効求人数は643人で、前月と比べて0.2%減少した。

### 【求人倍率の状況】

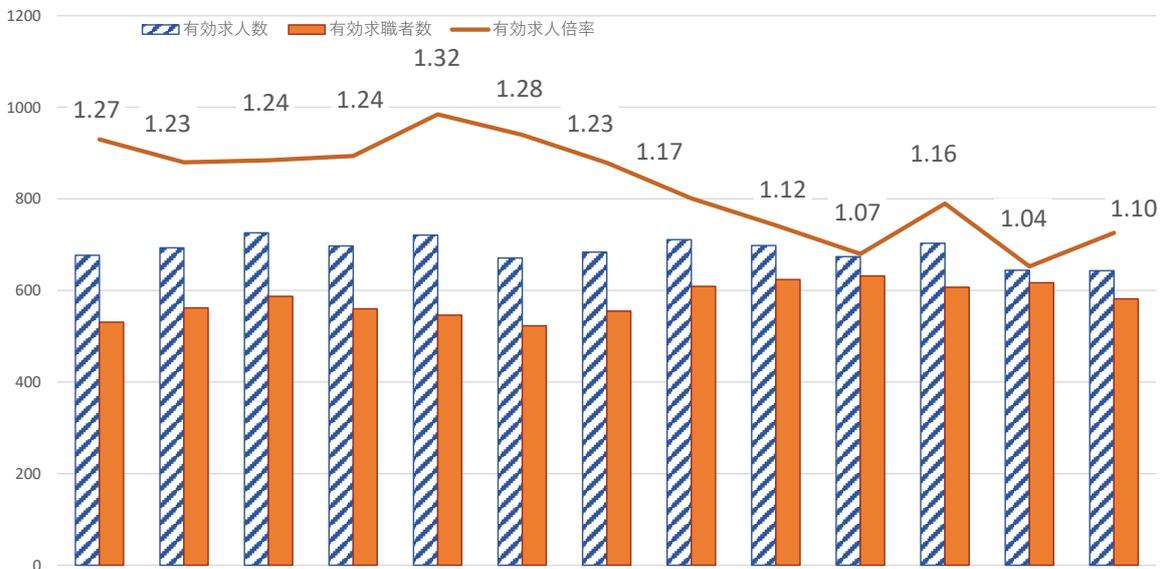
- 有効求人倍率は1.10倍で、前月を0.06ポイント上回った。雇用形態別で見ると一般は1.15倍で前月と比べて0.02ポイント増加した。パートは1.04倍で、前月と比べて0.13ポイント増加した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

## 有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数値



	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月
有効求人人数	677	693	726	697	721	671	684	711	698	674	703	644	643
有効求職者数	531	562	587	560	546	523	555	609	624	632	607	617	582
有効求人倍率	1.27	1.23	1.24	1.24	1.32	1.28	1.23	1.17	1.12	1.07	1.16	1.04	1.10

一般職業紹介状況（令和7年8月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	99	▲ 29.8	▲ 20.2	
	うち男	52	▲ 28.8	▲ 21.2	
	うち女	47	▲ 30.9	▲ 19.0	
	年 齢 別	～44歳	43	2.4	▲ 4.4
		45～54歳	16	▲ 40.7	▲ 36.0
		55歳～	40	▲ 44.4	▲ 25.9
	月間有効求職者数	582	▲ 5.7	9.6	
	うち男	279	▲ 5.1	4.5	
	うち女	303	▲ 6.2	15.2	
	年 齢 別	～44歳	198	▲ 1.0	2.6
45～54歳		112	▲ 10.4	5.7	
55歳～		272	▲ 6.8	17.2	
求 人 関 係	新規求人人数	194	▲ 14.9	▲ 15.3	
	主 要 産 業 別	建設業	39	▲ 7.1	18.2
		製造業	10	▲ 78.3	▲ 71.4
		卸売・小売業	15	66.7	7.1
		飲食店・宿泊業	25	150.0	8.7
		医療・福祉	63	50.0	▲ 3.1
月間有効求人人数	643	▲ 0.2	▲ 5.0		
就 職 関 係	紹介件数	100	▲ 1.0	▲ 20.0	
	うち男	47	▲ 16.1	▲ 34.7	
	うち女	53	17.8	1.9	
	就職件数	29	▲ 29.3	▲ 9.4	
	うち男	11	▲ 54.2	▲ 21.4	
	うち女	18	5.9	0.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和7年8月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	793	791	806	
	資 格 取 得 者 数	68	92	77	
	資 格 喪 失 者 数	234	170	120	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,887	11,057	11,253	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	28	79	37
		受給者実人員	187	187	157
		支給金額（千円）	23,792	22,987	18,728
	高 齢	受給者数	7	15	9
		支給金額（千円）	1,766	3,470	1,770
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額（千円）	0	0	0
	再 就 職 手 当	支給人員	7	14	16
		支給金額（千円）	3,594	8,331	7,249

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,038**円

**令和7年10月4日から！**  
( 10月3日までは時間額973円 )

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室

022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

## 支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合  
時間給 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合  
日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合  
月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

#### 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 1,038 円)が適用される事業場で働く A さんの労働条件を、月給 180,000 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

$$\frac{\text{月給 } 180,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} = 1,038.46 \text{ 円} \quad 1038 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。